

欧州委員会及び欧州各国の動向

2010年以降、ビジネスと生物多様性の分野、すなわち生物多様性への民間参画に関しては、[欧州委員会](#)を中心とし、[イギリス](#)、[オランダ](#)、[ドイツ](#)、[フランス](#)、[フィンランド](#)等の欧州各国で大きな進展がありました。本報告ではこれらの国等の動向について整理しています。

目次

1) 欧州委員会	2
2) イギリス	9
3) オランダ	12
4) ドイツ	16
5) フランス	19
6) フィンランド	20

1) 欧州委員会

欧州委員会(European Commission)は2020年までに生物多様性と生態系サービスの損失をゼロにする、という野心的な生物多様性戦略を発表しており、この達成に向けてできるかぎり生態系の回復のための取組を進めることとしている。これに関連して、欧州委員会において、ノーネットロス・イニシアティブの策定、生物多様性のオフセットの制度設計、欧州開発銀行の投融資における生物多様性保全のためのリスク評価、グリーン調達指令の検討、グリーン・インフラストラクチャー政策など、生物多様性分野における民間参画に関する様々な政策の検討が進んできている。欧州委員会における指令・政策は、欧州各国の法律に直接的な影響を及ぼし、欧州で事業を展開する日本企業にも直接的な影響を及ぼすことになる。

① 生物多様性とビジネスプラットフォームの取組

欧州委員会が設置した生物多様性とビジネスプラットフォームの第1期の活動は2012年10月に終了したが、2014年11月には、第2期における第1回目の総会が開催され、①自然資本勘定、②生物多様性と事業者のための革新的な取組、③融資へのアクセスや革新的な金融メカニズムへのアクセスの3つの活動の柱が発表された。

・ EU Business and Biodiversity platform: 欧州委員会の生物多様性とビジネスプラットフォーム http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/business/index_en.html

① 自然資本勘定

企業が自然資本勘定の枠組みを決めるための意思決定の枠組みと理念を策定し、企業に役立つベストプラクティスやツールを把握することを目指して活動している。

2014年12月には「企業のための自然資本勘定：手法選択のためのガイド」を発表。ガイドは、企業が企業のための自然資本勘定について理解し、それぞれの状況に応じて適切な自然資本勘定の選択を支援することを目的に策定され、企業が適切な自然資本勘定を選択するためのツールを紹介している。

ガイドでは、自然資本の定義として1)環境影響(自然資本への直接的な影響(生息地の破壊など)、他の環境影響(汚染、廃棄物、温室効果ガスなど))、2)資産のストック(生きた自然資本(生物多様性)、生きていない自然資本(石油や鉱物))、3)便益の流れ(生態系サービス(食糧、洪水制御、再生など)、生態系サービス以外(風や太陽光など))の3つを挙げている。

- 企業のための自然資本勘定：手法選択のためのガイド Natural Capital Accounting for Business: Guide to selecting an approach (2014)
<http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/business/assets/pdf/b-at-b-platform-nca-workstream-final-report.pdf>

また、2015年10月には、「自然資本勘定のアプローチ、データの入手可能性と必要性に関する比較：企業と政府、金融機関のための初期的な考察」という報告書を発表し、企業と政府、金融機関の自然資本勘定のアプローチの関連性、ギャップの整理を行っている。

- 自然資本勘定のアプローチ、データの入手可能性と必要性に関する比較：企業と政府、金融機関のための初期的な考察 Comparing Natural Capital Accounting approaches, data availability and data requirements: for business, governments and financial institutions – a preliminary overview (2015)

<http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/business/assets/pdf/b-at-b-workstream-1-natural-capital-accounting.pdf>

欧州議会は2014年1月、自然資本の保全、資源の効率的な利用、環境負荷からの人々の保護を柱とした第7次環境行動プログラム(～2020年)を施行しており、企業においても自然資本勘定の動きが顕著になりつつある。また、2014年4月には欧州議会は500名以上の従業員がいる企業に、環境、社会、労働者、人権、汚職などに関する財務以外の報告を義務付ける指令を承認しており、こうした動きも自然資本勘定への動きを後押ししている。

これまでに、2014年4月と9月、2015年6月の3回にわたって自然資本勘定に関するワークショップが開催されており、2014年9月のワークショップではロイヤルダッチシェルやフランス電力公社(EDF)、ABN AMROなど11社のフルメンバーによる自然資本勘定のパイロット事業の準備についての紹介や、すでに自然資本勘定を進めている事業者による見解や経験の共有、自然資本勘定のためのツールの紹介、企業の自然資本勘定を進めていく上での課題などについての議論が行われてきている。

②生物多様性と事業者のための革新的な取組

革新的な取組を行っている事業者やビジネスモデルを紹介し、新しいビジネスモデルが生まれる機会を把握することによって、自然の保全に貢献し、中小企業を含めた事業者にビジネス機会を提供するような革新的な取組を支援している。下記のホームページに、生物多様性の保全に貢献しつつ成功を収めている、21の革新的なビジネスモデルの事例と5つの詳細な事例の紹介が掲載されている。

- 企業と生物多様性のための革新的な取り組み (Innovation for Business and Biodiversity)
http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/business/workstreams/workstream2-innovation-for-biodiversity-and-business/2015-output_en.htm

③ 融資へのアクセスや革新的な金融メカニズム

生物多様性の保全を進めていくための投資の機会の把握、生物多様性の保全に関する事業への融資を優先的に行っている金融機関や、投資において生物多様性に関する指標を活用している金融機関などを紹介することによって、中小企業を含めた、生物多様性に関する投資における企業への便益を明確にすることを目指している。現在、下記のウェブサイトにおいて、企業の革新的な金融メカニズムについての15の事例を紹介している。

- 融資へのアクセスや革新的な金融メカニズム (Access to finance and innovative finance mechanisms)

http://ec.europa.eu/environment/biodiversity/business/workstreams/workstream3-access-to-finance-and-innovative-finance-mechanisms/2014-output_en.htm

② グリーン調達

2014年2月、EU理事会は公共調達指令の改定を承認した。欧州委員会のメンバー各国は、2016年4月までにこの新しい公共調達指令の国内での法制化を図ることが求められている。新しい公共調達指令においては、政府が社会や環境などの政策的な条件（例えばエネルギー消費の低減など）を考慮した調達を行えるようになっており、さらに幅広い指標で入札が評価されることになる。この一つとして、カーボンフットプリントを含む、製品やサービスの「統合的なライフサイクルにわたるコスト (Total lifecycle cost)」という考え方が導入されている。例えば、地方政府がスクールバスを購入する場合、ガソリンの消費が少なく、メンテナンスが少なくて済み、製品の寿命が長ければ、一義的な費用がより高くても費用のかさむバスを調達することになる。また、調達する商品やサービスの生産過程、例えば、障害者の雇用や環境に配慮した資材の利用などが、落札者を決定する要因となりうる。さらに、異常に安い金額での入札が行われた場合でも、社会、労働法や環境保全の義務が満たされていない場合、応札を行うことができない。

- 欧州委員会の新しい公共調達指令についてのパンフレット (2014)

http://ec.europa.eu/internal_market/publications/docs/public-procurement-and-concessions_en.pdf

③ ノーネットロス・イニシアティブ

欧州連合の2020年に向けての生物多様性戦略の目標2における行動7では、「生物多様性と生態系サービスのノーネットロスを確保すること」を掲げている。また、「資源効率

の良い欧州へのロードマップ(The roadmap to a Resource Efficient Europe)」においてもこの行動原則に触れ、「自然資源への投資を促進し、グリーン・インフラストラクチャーの成長と革新の可能性や、グリーン・インフラストラクチャー（2012）やノーネットロス・イニシアティブ(2015) のコミュニケーションを通じた経済再生の道を探ることを呼びかけている。

2011年12月でEU理事会は、欧州連合におけるノーネットロスの原則の実施にむけて、共通のアプローチが必要であることに合意し、欧州委員会に2015年までにノーネットロス・イニシアティブの計画の準備を進めるよう勧告した。これを受けて欧州委員会は、生態系と生態系サービスのノーネットロスに関わるワーキンググループを設置し、2013年7月までに、ノーネットロス・イニシアティブの範囲と目的、欧州連合におけるノーネットロス・イニシアティブの実施原則をまとめた。また、2014年1月には、欧州連合のノーネットロス・イニシアティブを進めていくための政策オプションについての最終報告書が公開され、2014年10月17日まで、欧州連合でノーネットロス・イニシアティブをどのように進めていくべきかについてのコンサルテーションが行われた。

ノーネットロス・イニシアティブでは、適切な生物多様性のオフセットを進めていくために、より精度の高い生物多様性の影響を測るための手法の模索、必要に応じて生物多様性のオフセットに関する欧州委員会の指令の策定、BBOPなど既存のメカニズムを活かしてノーネットロスについての考え方をより進めていくことを検討している。

・ 欧州委員会のノーネットロス・イニシアティブについて

http://ec.europa.eu/environment/nature/biodiversity/nnl/index_en.htm

④ 製品と組織の環境フットプリントガイド (Environmental Footprint Guide)

欧州連合 (European Union) は、2011年に資源効率性を進めるための戦略、“A Resource-Efficiency Europe - Flagship initiative of the Europe 2020 Strategy(資源効率のよい欧州—欧州2020年戦略における重点的なイニシアティブ)”を発表し、この戦略に基づき資源効率を改善していくための政策や関連指標の開発に取り組んでいくことが、同年発表されたロードマップに示されている。

2013年4月に欧州議会で承認された欧州委員会の製品の環境フットプリントガイド (Product Environmental Footprint Guide) 及び組織の環境フットプリントガイド (Organisation Environmental Footprint Guide)は、こうした欧州連合の政策のもとに策定されたもので、既存の製品や組織の環境パフォーマンスの計算手法を基に開発された、製品や組織のライフサイクルにおける評価のためのガイドである。環境フットプリントガイドは

マイクロレベルの製品に関するガイドと、マクロレベルの企業や組織等を対象としたガイドの2つに大きく分かれている。

このガイド作成の背景には、乱立する欧州各国ごとの環境パフォーマンス評価のための指標やエコラベルによる事業者の混乱や負担を避けるために、欧州市場における統一した指標を作成しようという動きがある。つまり、この環境フットプリントガイドは、今後欧州市場におけるエコラベルや公共調達基準として発展していく可能性を含んでいるという意味において、重要な意味を持つ。

- ・ Product Environmental Footprint Guide (製品の環境フットプリントガイド)

<http://ec.europa.eu/environment/eussd/pdf/footprint/PEF%20methodology%20final%20draft.pdf>

- ・ Organisation Environmental Footprint Guide (組織の環境フットプリントガイド)

http://ec.europa.eu/environment/eussd/pdf/footprint/OEF%20Guide_final_July%202012_clean%20version.pdf

a. ガイドの試行的利用

2013年11月から第1弾のパイロット事業が開始され、IT機器、電池・蓄電池、装飾用塗料、温冷水供給パイプ、家庭用洗剤、革製品、金属板、非皮革靴、太陽光発電、文房具、断熱材、Tシャツ、無停電電源装置、建物の断熱材の14品目で、製品の環境フットプリントのカテゴリールールの設定と、試行が始まっている(革製品と建物の断熱材については2014年6月からの開始)。日本からもIT機器(サーバー、磁気ディスク、スイッチ)におけるパイロット事業を実施している。第1弾のパイロット事業に関しては、すでに製品ごとのスクリーニングについてのコンサルテーションが始まっている。コンサルテーションでは、製品の定義、製品のカテゴリールールの分析結果の確認、代表する製品などについての議論が行われる。

また、2014年6月から第2弾のパイロット事業が開始され、ビール、コーヒー、乳製品、飼料、魚、肉、オリーブオイル、飲料水、パスタ、ペットフード、ワインなどの食品に関する製品のフットプリントの試行、コンサルテーションが始まっている。

組織の環境フットプリントガイドの試行も2013年11月から始まっており、これまでに小売業者、銅製造についての2つの業種におけるパイロット事業が進んでいる。

ガイドは2013年3月に欧州議会で承認された後、国や事業者への提言となり、今後3

年間で試行的に利用し、最終的なガイドとして完成させていく予定。フットプリントの考え方は、ライフサイクルアセスメントをシンプルにしたもので、試行期間中は、14分野の生態系への影響（気候変動、オゾン層破壊、淡水への影響、人体への発がん性物質、人体への非発がん性物質、呼吸器系に影響のある粒子、人体に影響のある放射性物質の残留、光化学スモッグ、酸性雨、陸上の富栄養化、水の富栄養化、水の枯渇、資源や化石燃料の枯渇、土地の改変）のうち事業によりもっとも大きな影響を受けるものを3-4つ選び、これにおける生態系への影響を測定するような形になっている。例えば、農業関連事業であれば土地の利用が最も大きな影響となるだろうし、工業製品に関しては資源の利用が最も大きな影響となるものと思われる。

ガイドによりパイロット的に試行を実施する事業者には、製品ごとの環境フットプリントカテゴリールール（Product Environmental Footprint Category Rules、どのように製品の環境フットプリントを調査するかについての特定の製品カテゴリーごとの詳細な技術的ガイダンス）をそれぞれの分野で検討することが期待されている。また、組織の環境フットプリントガイドについては、業種ごとのルール（Organisation Footprint Sector Rules、手法の適用を簡素化し、業種ごとの特徴を考慮し、業種ごとのベンチマークを可能にするもの）が定められ、Tシャツやビール等の製品ごとの環境フットプリントカテゴリールールに関する情報提供のための中小企業向けのツールとして、開発が進められてきている。

事業者は欧州委員会から直接的な金銭的支援を受けられるわけではないが、ア) ガイドを実施する上でのトレーニング、イ) 技術的なヘルプデスクへのアクセス、ウ) ガイドの活用状況についての評価（第三者によるガイドラインの的確な利用に関する評価）などの支援を受けることができる。テレビなどの電気製品は試行の対象となっているが、コンピューターと携帯電話については、ア) この分野における技術革新が非常に速いこと、イ) 企業機密のため十分なデータが得られないことによってガイドが正確に策定されない可能性が高いこと、の2つの理由から今回は Product Category Rule を策定しないことになっている。

環境フットプリントガイドの策定にあたっては、2012年9月に各国政府や関連するステークホルダーを招いてのワークショップが開催され、我が国の環境省、経済産業省なども招待されている。

b. ガイドの試行的運用の目的

ガイドの試行には4つの大きな目的がある。企業ごとの試行期間18か月のうちに、ア) 業種ごとのガイドラインを作成し、イ) 適切な評価システムを確立すること、ウ) ビジネスとビジネス、ビジネスから消費者へのコミュニケーションのシステムを確立すること、エ) Product Environmental Footprint Guide における組織の情報を、金融機関や格付け機関

などが事業者の製品の環境フットプリントを評価するためのツールとして活用できるようにすること、である。

c. ガイドの策定に伴う欧州委員会での政策的アプローチ

3年間の試行的な利用後の欧州委員会の政策的なアプローチとしては、**Product Environmental Footprint Guide** がエコデザインに関する指令、環境報告書の要求事項、公共調達に関する指令、エコラベルなどに組み込むことが考えられる。例えば、これまでの欧州委員会での環境政策の成功例としては、エコデザイン指令に、テレビの待機電力を x x 年までに x x %削減する設計を目指すという内容を含めることによって、欧州でのテレビの待機電力を大幅に下げることになった、という事例がある。また、例えば水銀が非常に有毒であるということになれば、x x 年までに製品における水銀の利用をゼロにするという内容をエコデザイン指令の中に盛り込むことなども考えられる。また、製品やサービスのエコラベルの指標の開発についてのルールや条件を定めた欧州連合の基準 66/2010 では、エコラベルの指標は既存のあるいは新しいライフサイクル・アセスメント研究に基づいたものであることとしている。この基準に基づいて、エコラベルの指標の開発において、最新のライフサイクル・アセスメント研究に基づいた環境フットプリントのガイドの手法が参照されることになるだろう。さらに、欧州委員会の公共グリーン調達 (**Public Green Procurement**) において、ガイドが活用されることもありうる。欧州委員会は、パイロット事業が終了後、エコロジカルフットプリントの手法をどのように既存のエコデザイン指令や欧州連合エコラベルに統合していくのかを検討している。

・ 欧州委員会でのエコロジカルフットプリント全体の動き

「グリーンな製品のイニシアティブのための統一市場」

<http://ec.europa.eu/environment/eussd/smgp/index.htm>

⑤ グリーン・インフラストラクチャー戦略

2013年5月に欧州委員会で合意された「欧州の自然資本を強化していくためのグリーン・インフラストラクチャー戦略 (Green Infrastructure - Enhancing Europe's Natural Capital)」は、欧州連合の都市や地方において、屋上緑化や壁の緑化、生態系を活かした雨水の利用や水の再利用システムや洪水制御、侵食管理などのグリーン・インフラストラクチャーの開発を進めていくための戦略である。グリーン・インフラストラクチャー政策は、市民への環境による多様なサービスによる便益なども含めた、自然・半自然地域の空間設計に関する政策である。よって、グリーン・インフラストラクチャーへの投資は、一般的に雇用機会の提供など、長期的なハイ

レベルの便益をもたらすものであり、効率的な代替案を提供し、既存のインフラストラクチャーや集中的な土地利用の変化への追加的措置となりうるものである。

この戦略は、「欧州連合の2020年に向けての生物多様性戦略(2011年)」、「第7次環境行動計画(2013年)」、「資源効率のよい欧州へのロードマップ(2011年)」などに基づいて、2013年12月に欧州議会によって承認されている。「欧州連合の2020年に向けての生物多様性戦略(2011年)」の目標2では、「2020年までにグリーン・インフラストラクチャーの設置と劣化した生態系を少なくとも15%修復することで、生態系と生態系サービスを維持・強化する」との目標を掲げており、グリーン・インフラストラクチャーは、この目標を達成する上での重要な一歩である。欧州員会は2017年の終わりまでに、グリーン・インフラストラクチャーの開発の進捗状況について評価し、これまでの経験と将来のための行動についての提言をまとめた報告書を作成する予定。

- 欧州の自然資本を強化していくためのグリーン・インフラストラクチャー戦略(Green Infrastructure - Enhancing Europe's Natural Capital)
http://ec.europa.eu/environment/nature/ecosystems/index_en.htm

2) イギリス

DEFRA (Department for Environment, Food and Rural Affairs、英国環境・食糧・地域省)では、生物多様性や生態系サービスの観点から事業者と以下の取組を行なっている。

① 自然資本委員会 (Natural Capital Committee) の設置

DEFRAは、政府において自然資本の価値評価に対する理解を進め、英国の自然資本の保全と行動計画の優先順位を明確にするために、2012年5月に政府のアドバイザリー機能として自然資本委員会 (Natural Capital Committee) を設置した。財務省が座長を務めるこの委員会は議会の経済委員会に報告を行うことになっており、2013年4月に第1回報告書を、2014年3月に第2回報告書を発表した。委員会は、英国の国家統計局が英国の環境会計において自然資本を取り込んでいくことを支援するほか、事業者における自然資本勘定を進めていくためのパイロット事業、自然資本における課題を公的な意思決定に反映していくための手法の研究等を行っている。第3回の報告書は2015年の初めに発表される予定。

第2回報告書においては、自然資本の状況やアップデートについての調査の促進、自然資本勘定の国家勘定への統合とこれに伴う意思決定の促進、自然資本を維持・改善するための長期計画の必要性の3つを重要なメッセージとしてまとめている。第2回報告書では、自然資産(Natural Assets)と製品(Goods)の定義として、自然資産として、生物種、生物種の

グループ、土壌、淡水、土地、大気、資源、土壌に関わる石などの資産、海洋、海岸、利益として提供される製品として、食糧、繊維、エネルギー、きれいな水、きれいな空気、レクリエーション、景観、野生動植物、災害からの保全、心地よい気候を挙げている。

第1回報告書においては、事業者にとっても、自然資本勘定を作成することによって事業の実施を確固たるものとし、サプライチェーンにおける将来的なリスクを軽減することができるとしている。

・ Natural Capital Committee –自然資本委員会

<https://www.naturalcapitalcommittee.org/>

* 自然資本に関する国際的な動向については、「自然資本に関する国際的動向」を参照。

② Ecosystem Market Taskforce の活動

2011年に6月に英国政府が発表した自然環境白書「自然な選択」に基づき、2011年11月に設置された Ecosystem Market Taskforce は、生物多様性における事業者の取組を進めていくために設置された委員会で、委員会には Unilever や Kingfisher など生物多様の取組に熱心な10社の事業者が参加している。政府は委員会に対して、英国の事業者が自然の価値を認め保全を進める環境に配慮した製品やサービス、投資、市場などの分野におけるビジネスの拡大の可能性についての評価を依頼した。この依頼を受けて、委員会は2013年3月に最終報告書をまとめ、自然資本に配慮した新しいビジネスの機会として、22のビジネスの機会を提案しているが、その中でも特に、1) 生物多様性のオフセット、2) 農場におけるバイオエネルギーとバイオガス、3) 持続可能な地元の木材燃料、4) 自然をベースとした認証とラベリング、5) 水循環における保水管理、の5つを優先的な提案としてまとめている。

英国政府はこのタスクフォースからの提案を歓迎し、2013年9月に提案への回答を行っており、それぞれの分野への政府としての取組の案を示している。

・ Ecosystems Market Taskforce –

<http://www.defra.gov.uk/ecosystem-markets/>

③ 生態系サービスへの影響評価についてのガイダンスの作成

DEFRA では、2011年に政府の事業における生態系サービスへの影響評価についてのガイダンスを作成し、政府の事業についてのガイダンスを定める“Green Book”に追加した。“Green Book”は財務省が策定しているガイダンスで、すべての政府の政策やプログラムに適応される。このガイダンスを有効活用するために、いくつかの事例をビジネスケース

として紹介している。1つは、鉄道計画に関するもので、新たな鉄道の建設に伴う生態系サービスへの影響評価を行っている。また、水関連事業の事例として飲料水に関わる事業が、水の浄化作用、保水作用などの生態系サービスに深く依存している点に着目したケースを紹介している。

- ・ Treasury Green Book guidance

http://www.hm-treasury.gov.uk/green_book_guidance_environment.htm

④ 消費による生態系への影響についての調査

DEFRA では、海外にその原材料の供給を頼っている製品も含めて、製品のサプライチェーンの英国国内での消費による生態系への影響についての調査を行なっている。

⑤ パーム油に関する宣言

DEFRA は、2012 年 10 月に事業者や、業界団体、NGO などと共に、2015 年までに英国におけるパーム油の利用をすべて持続可能なプロセスで生産されたものに切り替えると宣言を行なった (<http://www.defra.gov.uk/publications/2012/10/30/palm-oil-uk-statement/>)。宣言では、英国でサプライチェーンを通じてパーム油を利用している事業者の関連団体による持続可能なパーム油の利用を進めていくための取組をまとめている。パーム油を利用している事業者の関連団体には、英国化学薬品協会、英国食品飲料連合、英国レストラン協会、英国サービス協会、英国小売業界、英国石油産業協会などが含まれている。宣言はまた、持続可能なパーム油についての政府の調達方針、政府の調達先やパーム油を利用している事業者へのアドバイス、持続可能なパーム油の利用 100%に向けての進捗状況、食品におけるパーム油のラベリング情報などについてもまとめている。2014 年には、英国での認証を受けた持続可能なパーム油の利用は 55% から 71%と報告されている。

関連資料のリンク：

- ・ The Natural Environment White Paper - イギリス政府の自然の価値を強調した環境戦略

<http://www.defra.gov.uk/environment/natural/whitepaper/>

- ・ The National Ecosystem Assessment - イギリスにおける幅広い生態系サービスの認識・価値評価と評価における条件

<http://uknea.unep-wcmc.org/Resources/tabid/82/Default.aspx>

- ・ Ecosystem Services - 生態系サービスへの支払いにおける課題と機会を含む生態系サービスについての情報

<http://www.defra.gov.uk/environment/natural/ecosystems-services/>

・ Green Infrastructure: -緑地や街路樹や庭園、屋上緑化、地域の森林、公園、河川、水路、湿地など他の自然資源の計画的なネットワークの促進に関する情報

<http://www.defra.gov.uk/environment/natural/green-infrastructure/>

<http://www.naturalengland.org.uk/ourwork/planningdevelopment/greeninfrastructure/default.asp>

[x](#)

3) オランダ

① 生物多様性、生態系と経済プラットフォームの設置

生物多様性、生態系と経済プラットフォーム (platform biodiversity, ecosystem and economy) は、2011年12月の生物多様性と自然資源に関するタスクフォースの提言を受けて、2011年にIUCNオランダとオランダ雇用者協会(VNO-NCW)によって設置された。シェルやユニリーバといった大手企業やオランダ雇用者協会、NGOがメンバーで、オランダ政府が年間200万ユーロの予算をつけている。このプラットフォームでは、事業戦略やその実施において「ノー・ネット・ロス」を盛り込んでいくために、事業者にアドバイスを行いパイロット事業への協調融資を行う。事業者が「ノー・ネット・ロス」を達成するための第一歩として、プラットフォームではビジネスと生物多様性ヘルプデスクを設置した。

ヘルプデスクは、事業者が自然への負の影響を減らし、自然への積極的な貢献ができるのか、事業における経済的機会を最大限に活かした取り組みが実施できるよう、アドバイスを行っている。事業者は最大3日間まで、ホームページを通じた無償のアドバイスを受けることができる。ヘルプデスクのコンサルタントは、どのように生物多様性と生態系サービスの保全を事業者の戦略と事業における重要な部分として位置付けることができるのかについて把握し、この初期支援をもとに事業者の研究機関や環境団体、コンサルティング会社などのネットワークを紹介することになっている。

・ 生物多様性、生態系と経済プラットフォーム (platform biodiversity, ecosystem and economy) についての概要パンフレット

https://cmsdata.iucn.org/downloads/brochure_platform_bee.pdf

・ 生物多様性、生態系と経済プラットフォームのヘルプデスク

<http://www.bedrijfslevenbiodiversiteit.nl/>

* 自然資本に関する国際的な動向については、「自然資本に関する国際的動向」を参照。

② 生物多様性と自然資源に関するタスクフォースの提言を受けた動き

オランダでは、インフラストラクチャー・環境省のもとに設置された生物多様性と自然資源に関するタスクフォースにおいて 2009 年から 2011 年までの 3 年間にわたって検討が進められ、2011 年 12 月に最終的な提言がまとめられた。この提言を受けて、政府は生物多様性のノーネットロスに関する取り組み、持続可能な土地利用を進める Global Development Initiative、持続可能な消費パターンを考える取組、生態系サービスの価値評価などを進めてきている。提言は、基本的には事業者を取組を強制する方法よりも、事業者自身に目標を設定させ事業者のリーダーシップを引き出す方法が最も効果的であるとまとめており、オランダ政府もこうした方針で進める必要があると考えている。

ノーネットロスの考え方は BBOP や国際金融公社 (IFC) で定義づけられており、オランダ政府は緩和策における回避、低減、代償の優先順位を明確にして取組を進めることが重要と考えている。また、ノーネットロスはすべてのライフサイクルを通じて、生産・消費・廃棄のすべて段階を通じて達成されるべきとされており、現在鉱業や農業セクターなどでパイロット事業が進められている。オランダ政府は中小企業を取り残さない取組を検討することが肝要であると考えており、取組は事業者ごとに異なり、一つの手法をすべてのセクターに適用することはできないと考えている。

③ 各経済セクターにおける生物多様性の持続可能な利用と保全への貢献についての報告書

PBL オランダ環境アセスメント庁は、生物多様性への圧力を軽減できる分野はどのなかについて理解を含め、主要な経済セクターが生物多様性の喪失を食い止め、自然資源の持続可能な利用を促進していくためにどのような貢献ができるのかについての報告書を発表した(CBD Technical Series No.79, How sectors can contribute to sustainable use and conservation of biodiversity)。

報告書では、重要な経済セクターとして食料生産、林業、水資源管理、漁業と養殖業の 4 つを挙げている。また、各セクターの事業者が取るべき政策や行動として、1) 事業における機会とリスクに関しての啓発活動、2) 生産者や事業者、投資家による価値評価、自然資本会計、報告の促進、3) 生物多様性の価値を含む持続可能な基準や認証制度の支援と強化、4) 生物多様性に配慮した製品の促進、を挙げている。また、政府に対しては、1) 法的基準の策定や先進的な取組の支援などを通じた、事業者に平等な競争の場の提供、2) 生物多様性の保全や小規模土地所有者などの視点から包括的な土地利用の促進を、重要な政策と行動として挙げている。

・ PBL Netherhland Environmental Asessment Agency (2014) How sectors can contribute to

sustainable use and conservation of biodiversity, CBD Technical Series No.79 (PBL オランダ環境アセスメント庁 (2014)「各経済セクターはどのように生物多様性の持続可能な利用と保全に貢献していくことができるのか」)

<https://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-79-en.pdf>

④ OECD における生物多様性と生態系サービスに関するワーキングパーティの設置

オランダ政府は、2012年にOECDに生物多様性と生態系サービスに関するワーキングパーティを設置し、生物多様性のオフセットやバンキングについての政策研究、比較、その課題などを検討予定。ワーキングパーティでは特に中小企業向けの生物多様性オフセットやバンキング制度についてのガイドラインづくりを行い、2013年11月には事業者や政府などを交えた生物多様性オフセットとバンキングに関するワークショップを開催した。

⑤ 事業者の生態系サービスへの依存度等の評価のための指標 : Natural Value Initiative

Natural Value Initiative は、Flora and Fauna International や UNEP-Financial Initiative がアセットマネジメント会社の Robeco やコンサルティング会社である KPMG などと協力して開発した、事業者の生態系サービスへの依存度を明確にする生態系サービスのベンチマークのためのツールを策定するためのイニシアティブで、特に投資家や格付け会社向けに投資先の事業者の生物多様性に関するパフォーマンスを評価することを目的に策定された。このイニシアティブが開発したツールはこれまでに策定された、World Resource Institution (WRI) や World Business Council for Sustainable Development (WBCSD, 持続可能な開発のための経済人会議) などのツールを参考にして開発された。イニシアティブでは、公表されている情報をもとに医薬品メーカーのランキングを行った。オランダ政府は、このツールは事業者が生物多様性や生態系サービスに関するリスクを把握する上で役立つのではないかと考えている。

⑥ ノーネットロスを実現するための企業のサプライチェーンを通じた取り組み

欧州委員会は2020年までに欧州レベルでのノーネットロスを達成することを目標として挙げており、事業者のサプライチェーンを通じての取組が奨励されている。オランダ政府は、サプライチェーンを通じた企業の自主的なグローバルなレベルでの生物多様性オフセットの取組を支援している。

Biodiversity Compensation Program (BioCom) は、3社の企業と2つの省庁(経済・農業・革新省およびインフラストラクチャー・環境省)、2つのNGOによって実施された、生物多様性への影響を緩和する企業の自主的な取組を促進するための事業である。事業は2008年3月に始まり、2009年2月に終了した。この事業では、サプライチェーンの定義を試みた。プログラムに参加した企業は、1) ガーナで森林伐採を行う企業と、2) エネル

ギー源としてパーム油を輸入している企業、そして3) オランダで食品の提供を行う食品産業であった。本プログラムでは、森林伐採を行っている企業については、どのようにオフセットを設計するのかについての提案を行った。また、パーム油を輸入している企業は、パーム椰子のプランテーションによる歴史的な地域社会への影響を定量化し、オフセットすることを試みたが、オフセットが適切に行われているかどうかについては、検証が困難であった。食品産業については、主な生物多様性への影響である肉牛をオーストリアから輸入するための輸送に関わる環境コストのオフセットを試みた。その結果、当該企業はオランダ国内の有機飼育の肉牛を利用することとなり、湿地帯で飼育できる伝統的な種の牛を導入した。この伝統的な種の牛は、質の高い肉とミルクを提供し、これまでの牛と同様の経済的利益をもたらした。この事業は3つの事業の中で最も成功をおさめた。

このプログラムによって、企業活動による生態系への影響をどのように緩和するかを検討することができた。

⑦ 事業者の生物多様性に関わる取組における政策の役割

オランダ政府は、事業者の生物多様性に関わる取組に関して1) 国際レベルでの取組の推進、2) 様々な取組の中で重要な取組を把握すること、3) 先進的な事業者を積極的に支援すること、4) 欧州委員会レベルでの革新的な調査や技術を積極的に取り入れていくこと、が重要であると考えている。

オランダ政府は、事業者の生物多様性・生態系サービスに関わる取組を進めていくために、政策の枠組みを設定する政府の役割は重要であると考えている。オランダ政府はこれまでに **Innovative Fund** を設置し、業種ごとに企業の生物多様性と生態系サービスについての革新的な取組を積極的に支援してきている。これまで国際的に様々な生物多様性や生態系サービスに関する認証制度や基準が策定されてきているが、オランダ政府としては、これ以上新しい認証制度や基準を策定するよりも、乱立する基準の中でどれが事業者にとって使いやすいか基準なのかを整理して示していく必要があると考えている。また、オランダ政府は、政府がこれらを整理して適切なツールや基準を示していくことは、中小企業の取組を進めていくうえでも重要であると考えている。

⑧ Sustainable Trade Initiative

オランダ政府は、今後、政府や事業者、NGO が共同で生物多様性・生態系サービスに関わる取組を進めていくことが重要であると考えているが、その一つの取組として **Sustainable Trade Initiative** がある。これは、WWF-US が進めている取組で15-20の商品作物に絞って、商品作物の持続可能な貿易に関する認証制度を促進しようという試みである。商品作物は主に農産物であるが、大理石などの資源も含まれている。このイニシアティブに企業やWWF、オランダ政府などが合わせて1億ドルの資金を拠出している（うち4-5000万ドルがオランダ政府の出資）。

4) ドイツ

① 政府による製品の生態系への影響を評価するためのモデルの開発

ドイツ政府連邦自然保護庁（Federal Agency for Nature Conservation）では、先進的な行動を行っている企業の集合である Biodiversity in a Good Company Initiative などと協力して、事業者がライフサイクルで自社の製品の生態系への影響を把握するためのコンピューターモデル、IBP の作成を行っている。これはドイツのコンサルタント会社、Fraunhofer が中心となって作成しているモデルで、すべてのセクターに活用できるモデルである。モデルでは、製品の資源の確保から生産プロセス、製品が完成するまでをライフサイクルととらえており、製品が完成後の消費、廃棄、リサイクルのプロセスは非常に複雑なため、このモデルの中には含まれていない。このモデルは、資源の確保から生産プロセス、製品までのすべてのプロセスにおける生態系へのインパクトを統合して把握する必要がある、という事業者のニーズにこたえる形で設計された。

2012年10月にパイロット事業を行うためのモデルのドラフトがとりあえず完成した。今後これらのモデルを5つの事業に具体的に活用してみ、モデルの有効性についての検討を加え、最終的なモデルとして完成させる予定。モデルは、ドイツにおける生態系へのインパクトをもとに設計されたが、実際に行うケーススタディでは事業者が海外から資源を調達する際の生物多様性と生態系サービスへの影響も把握したいため、下記の5つの事例でケーススタディを行う予定。1) アフリカの綿花を利用した衣料関連事業、2) スカンジナビア地域からの木材を利用した事業、3) ドイツ国内での採掘事業、4-5) ドイツ国内での牛肉や野菜に関する産業。ケーススタディを行う事業は、直接的に生態系サービスに依存した業種を中心に選んでいるが、モデルはすべての業種に活用できるように設計されている。

② ビジネスと生物多様性についての新たなプラットフォームの構築

2013年3月ドイツ政府の環境省は、事業者や自然保護団体、政府関係者間の情報交換や協力、具体的な行動を促していくためのプラットフォーム、「事業者の生物多様性 2020 (Unternehmen Biologische Vielfalt 2020)」を設置した。

新しいプラットフォームには、行動のプラットフォームと対話のプラットフォームがあり、それぞれ6つ、5つの分野に分かれている。具体的には行動プラットフォームは、「企業のための生物多様性保全関連情報」、「ビジネスと協力して行われる自然保全のための融資」、「信頼性のあるコミュニケーションと公共的關係」、「生物多様性の持続可能な管理」、「ネットワーク」、「市場と機会」の6種類の行動分野。対話プラットフォームには、「調整事務局」、「ウェブサイト」、「先導グループ」、「コンタクトパーソンのネットワーク」、

「対話イベント」がある。

適切なガバナンスのために、誰でも参加できることに加え、パートナー間で競合する場合があっても排他的でないこと、共通目標が見える化することが重要であるとしている。このため参加する企業等に対しては、活動内容は各社が自身の判断で選択できること、活動に対して各社個別の予算で実施できること、行動の多様化は認めつつある程度はターゲットが絞れること（行動プラットフォームのなかから 2,3 個を選ぶことになっている）、構造的にオープンで新しいパートナーシップが作れること、などを保証している。

2007 年の国家戦略とその実現に向け、ドイツではビジネスセクターへの働きかけを主要な課題の一つに据えている。既に多くの企業が生物多様性の保全活動に着手しているが、その中でも先進的な行動を行っている企業の集合である “Biodiversity in Good Company” にはフォルクスワーゲン社やリッタースポーツ社など多くのドイツの企業が含まれている。

ドイツでは、これまでこうした活動に参加できなかった企業を広く取り込むための新しいダイナミックなプラットフォームを政府が主導して設置した。これが新しいプラットフォーム、「事業者の生物多様性 2020 (Unternehmen Biologische Vielfalt 2020)」である。プラットフォームは企業と行政と自然保護団体が協力を行う土台となるもので、行政には環境省だけではなく、経済省やその下部の政府系組織や連邦政府機関も含まれている。

③ 生物多様性の定量化の動き

ドイツ政府は、欧州委員会の 2020 年までの生物多様性戦略に合わせて、生物多様性の価値を国家会計に組み込むプロジェクトを進めている。ドイツ政府は、これは単なる経済評価ではなく、包括的な国家生態系サービスの評価であり、市場原理を用いた解決方法ではなく生物多様性・生態系サービスの保全と持続可能な利用を促進するものであるとしている。ドイツ政府は、2015 年までに、1)気候変動の緩和と適応におけるドイツの生態系システムの役割、2)地方や保護地域における生態系サービスの保全のための取組、3)都市の公園や生態系サービスによる都市生活の質への貢献、4)意思決定や計画の手続きにおける生物多様性や生態系サービスの価値の統合を主流化するための方法と政策の 4 つのレポートを完成させる予定である。ドイツ政府は、ドイツの国家自然資本勘定は、社会的・経済的な重要性のある生物多様性・生態系サービスの証拠を集めるものであり、異なる分野間でのトレードオフを特定し分析するものであり、優良事例、成功事例を促進し、政策立案者、統治者、ビジネス界に対して統合的な教訓を与えるものになるのではないかと考えている。2015 年 7 月までのプロジェクトで政府は 2013 年 3 月この取り組みに関するパンフレットを発行した。

・入門ガイド：経済と社会のための自然資本 “Der Wert der Natur fuer Wirtschaft und

Gesellschaft. Eine Einfuehrung” (ドイツ語のみ)

http://www.teebweb.org/wp-content/uploads/2013/02/121008_UFZ_TEEB_Einfuehrungsbericht_web.pdf

これは国レベルのものであるが、ドイツ政府は、これは事業活動にも一部活用できるのではないかと考えている。ドイツの事業者における TEEB については、2013 年 3 月に TEEB DE - The business perspective (TEEB ドイツ—事業者の視点) が発表された。

- TEEB DE - The business perspective (TEEB ドイツ—事業者の視点) (ドイツ語のみ)

http://www.teebweb.org/wp-content/uploads/2013/04/2013-Flyer-Die_Unternehmens-Perspektive.pdf

④ ISO14001 への生物多様性に関する基準の提案

ドイツでは ISO14001 の見直しの際に、「生物多様性」という言葉を Annex ではなく本文の中に入れることを提案している。生物多様性に関する ISO の何らかの基準が必要だという議論が出てきている。一つの背景として、インドや中国企業などが ISO に参入してくる中で ISO の基準に関する質の管理が難しくなっているということがあるが、今の時点で生物多様性についての規定が策定されているわけではない。

ドイツの基準に関する環境 NGO のコーディネーションネットワーク (Koordinierungsbüro Normungsarbeit der Umweltverbände, KNU)は、2015 年に ISO 管理システムと生物多様性の保全のためのガイダンス、「Guidance: The ISO management system and the protection of biological diversity (ガイダンス : ISO 管理システムと生物多様性の保全)」を策定した。

- Guidance: The ISO management system and the protection of biological diversity (ガイダンス : ISO 管理システムと生物多様性の保全) (KNU 2015)

<http://www.business-biodiversity.eu/global/download/%7BKEHFLPSFXE-1232015212540-IQBNKKXTOP%7D.pdf>

⑤ 企業のための自然資本の価値評価ガイドの策定

ドイツ政府連邦自然保護庁と環境、自然保護、原子力安全省の「企業の視点から見た自然資本の経済価値評価—企業の環境影響を内部化するための手法」に関する事業の一環として、ドイツの Global Nature Fund (GNF)は、2014 年 4 月に企業のための自然資本の価値

評価のためのガイドブックとして、「How Business Values Natural Capital - Taking Stock and Looking Forward - (企業はどのように自然資本を価値評価することができるのか—既存の取組と今後の展望)」を策定した。

・ How Business Values Natural Capital - Taking Stock and Looking Forward - (企業はどのように自然資本を価値評価することができるのか—既存の取組と今後の展望) (GEF 2014)

<http://www.business-biodiversity.eu/global/download/%7BSYYFGQIDSY-6242014124559-MR IRELADKC%7D.pdf>

* 自然資本に関する国際的な動向については、「自然資本に関する国際的動向」を参照。

5) フランス

① フランスの新しいエコラベル制度

フランスでは、ライフサイクル全体での生物多様性や生態系サービスへのインパクトを含めた新しいエコラベルの策定が進められているが、このラベル制度を今後欧州委員会にも持ち込むことが検討されている。

フランスでは、サルコジ政権の時にすべての商品に共通のエコラベルをつけるための取組が始まっている。これはフランスの環境エネルギー管理省 (ADEME) が進めている取組で、これまでに電気製品やスポーツ用品、食品、革製品、靴、婦人服、シャンプー、化粧品、ホテル、洗剤、ワイン、時計や宝石、玩具などを含む 30-40 の商品ごとにどのような表示を行うのか (Product Category Rule) についての議論が進められている。これまでに、16 の商品の表示のルールが決まり、政府の委員会で公式に認証されている。商品ごとに 3 つのラベルを付けることが求められており、3 つの項目のうち温室効果ガスに関しては表示が義務づけられており、それ以外の 2 つの基準を何にするかはライフサイクルアセスメントを通じた分析をもとに、20 項目のうちから 2 つの項目を選ぶことになる。例えば、シャンプーに関しては 1) 温室効果ガス、2) 水の消費、3) 環境への毒性の 3 つの基準が表示されなければならない。

2011 年 7 月から 2012 年 7 月までに、実験的にこの新しいエコラベル制度が導入され、消費者からのフィードバックなどをもとに、2012 年に新しいエコラベルの一般的な規則が策定された。現在基準が策定されているのは、家具、電気製品、住宅、事務所、衣料品・寝具、園芸用品、事務用品・紙、潤滑剤、洗剤、衛生用品、観光、建築資材、家庭用品など、61 種類の製品。

フランスでは、現在、この NF Environment のエコラベルと、EU Ecolabel の 2 つのエコ

ラベルを採用している。

② フランス規格協会（AFNOR）による生態系サービスに関する基準化の動き

AFNOR ではフランスの商工会議所の要請を受けて、2012年10月に河川や湿地、湖などの水域への生態系への影響がある場合に、事業者が取るべき手続きについての基準を策定した（Norme, NF X10-900, Oct 2012, Genie ecologique）。この基準はAFNORのホームページでフランス語のみで公開されている。AFNORはこの基準を” Ecological Engineering”に関する水域の基準と呼んでおり、この基準は事業によって水域への影響がある場合、事業者がどのように水域の生態系サービスへの影響に対応すべきかについて定めている。この基準は法的拘束力を持つものではないが、ISOの基準のように多くの自治体や政府関係機関などが事業の実施要件として利用するようになると、事実上事業者が水域で事業を行う際に求められる要件となる可能性が高い。

すでに多くの事業者がこの基準を利用しており、AFNORに基準の具体的な実施方法などについての多くの問い合わせが寄せられている。今後一年間のうちに、基準を利用した事業者からの質問やコメントなどを受けて基準の実施における課題を洗い出し、より使い勝手の良い基準にしていくための改定を行う予定。また、基準は改定後ISOなどの国際的な基準あるいは欧州レベルの基準として提案することも検討中である。

6) フィンランド

① フィンランドでの生物多様性に関する事業者のパートナーシップの立ち上げ

フィンランドでは、2013年に生物多様性に関する事業者のパートナーシップを立ち上げた。パートナーシップはフィンランドのCSRネットワーク、FIBSが事務局を務めている。FIBSは生物多様性に関する課題でなく、CSR全般に関わる環境全般、労働や人権、雇用者の多様性などの課題にも取り組んでいる、既存の団体である。FIBSには2000以上の事業者がメンバーとして登録しており、この中から2014年には9社が生物多様性に関する事業者のパートナーシップに参加した。

FIBSは環境省の支援を得て、2014年に生物多様性と生態系サービスに関わる事業者の取組についての2回の公開セミナーと2回のワークショップを開催した。また、生物多様性に関する事業者のパートナーシップに参加している9社に対しては、WBCSDが策定した事業者による生物多様性と生態系サービスへの影響評価についての4回のトレーニングを実施し、コミュニケーションのための1回のワークショップを開催した。この4回のトレーニングを通じて、9社の事業者は各々の事業による生物多様性と生態系サービスへの影響について把握することができ、各事業者が取るべき行動計画の案について検討することができた。今後、9社はコンサルタントなどによる追加的な調査などを基に、社内のプ

プロセスを得て、各社の生物多様性と生態系サービスの保全についての最終的な行動計画を策定する予定である。2014年の9社を対象にしたトレーニングは非常に好評であったため、今後もトレーニングを継続し、生物多様性に関する事業者のパートナーシップへの参加企業を拡大していく予定。

- Sustainable Finland 2014

http://www.e-julkaisu.fi/fibs/sustainable_finland_2014/pdf/SustainableFinland2014_final_eMag.pdf